

日立市まち・ひと・しごと創生基金の設置及び管理に関する
条例の制定について

日立市まち・ひと・しごと創生基金の設置及び管理に関する条例を別
紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

新たに日立市まち・ひと・しごと創生基金を設置するため、本条例を
制定するものであります。

日立市まち・ひと・しごと創生基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進するため、日立市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、日立市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日立市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の推進に必要な

財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。